



千葉労働局発表  
令和2年9月1日

1の照会先

千葉労働局労働基準部賃金室

室長 村山 美河子

室長補佐 北川 能章

(電話) 043-221-2328

2及び3の照会先

千葉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官

工藤 仁美

室長補佐 進藤 誠

(電話) 043-306-1860

報道関係者 各位

## 千葉県最低賃金を時間額 925 円に引上げ

－効力発生日は令和2年10月1日－

千葉労働局長（局長：友藤智朗）は、千葉県最低賃金を2円引き上げ、時間額925円に改正することを決定し、本日官報公示しました。

1 本年7月6日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会（会長：大澤克之助）に、千葉県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、諮問を行いました。

同審議会は、審議の結果、8月5日に、①現行の時間額923円を2円引き上げて925円に改正する（引上げ率0.22%）、②効力発生日（発効日）を令和2年10月1日とすることなどを内容とする答申を千葉労働局長に行いました。

これを受けて、千葉労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、千葉県最低賃金を時間額925円に改正することを決定し、本日官報公示しました。効力発生日は令和2年10月1日です。

2 千葉労働局では、最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援として、「業務改善助成金」の活用を推進しています。

○ 業務改善助成金（リーフレット参照）

事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金－千葉県最低賃金から30円以内－）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った事業主に対して、最大450万円（90円コースの場合）の助成金が支給されます。

→千葉労働局雇用環境・均等室（電話043-306-1860）

3 千葉労働局では、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「千葉働き方改革推進支援センター」（電話0120-17-4864・リーフレット参照）を設置しています。同センターでは、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業への支援として、生産性向上に向けた取組や、上記助成金の申請の相談等に応じています。

.....

**<参考1：最低賃金について>**

○ 千葉県最低賃金について

地域別最低賃金である千葉県最低賃金は、産業、職種、常用・臨時・パート等の属性、年齢等にかかわらず、千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。千葉県最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は、最低賃金法第4条違反として罰則（50万円以下の罰金）の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

○ 最低賃金に参入されない賃金

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

**<参考2：最近5年間の千葉県最低賃金の改正状況>**

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最低時間額	842円	868円	895円	923円	925円
引上げ額	25円	26円	27円	28円	2円
対前年度引上げ率	3.06%	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%

○ 最低賃金が時間額に一本化された平成14年度以降、最低賃金額が据え置きとなったのは、平成15年度に1回、1円（対前年度引上げ率0.15%）の引上げとなったのは平成16年度に1回あります。今回の2円の引上げ（同0.22%）は、それに次ぐ引上げ額となっています。

なお、平成14年度以降の引上げ最高額は、令和元年度の28円（引上げ率3.13%）であり、次いで平成30年度の27円（同3.11%）となっています。

○ 平成元年度以降の千葉県の最低賃金の推移については、別表のとおりです。

# 千葉県の最低賃金一覧表

千葉労働局

**必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も**

最低賃金件名	最低賃金額 時間額(円)	発 効 年 月 日	最低賃金の適用について
[地域別最低賃金] 千葉県最低賃金	925	令和 2.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	925	令和 2.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和2年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(925円)」が適用されます。
	鉄 鋼 業	993	令和 元.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 ※注	925	令和 2.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和2年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(925円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	951	令和 元.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から(3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	925	令和 2.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業の特定最低賃金(887円)は、令和2年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(925円)」が適用されます。
	各種商品小売業 (注：衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所)	925	令和 2.10.1	*各種商品小売業(848円)は、令和2年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(925円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	925	令和 2.10.1	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和2年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(925円)」が適用されます。

※注 はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

◎ 支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

◎ お問い合わせは、千葉労働局賃金室（043-221-2328）又は最寄りの労働基準監督署へお尋ね下さい。

千葉労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>

千葉県最低賃金の推移(地域別最賃、特定最賃の状況:令和2年10月1日現在)

(単位円)

年度	地域別	特定最低賃金						
	千葉県最低賃金	調味料製造業	鉄鋼業	一般機械器具製造業(略称)	電気機械器具製造業(略称)	精密機械器具製造業(略称)	各種商品小売業	自動車(新車)小売業
平成元年	503			570	565	557	538	554
	4,019			4,560	4,520	4,454	4,300	4,430
2年	527	583	609	600	594	586	567	587
	4,212	4,664	4,872	4,800	4,750	4,681	4,530	4,695
3年	553	620	642	632	625	617	600	622
	4,420	4,953	5,129	5,053	4,996	4,929	4,800	4,969
4年	576	647	670	660	653	644	628	650
	4,607	5,170	5,354	5,275	5,221	5,146	5,020	5,193
5年	594	668	691	681	675	665	649	672
	4,751	5,343	5,526	5,447	5,395	5,318	5,188	5,369
6年	609	685	708	699	694	683	667	691
	4,867	5,477	5,664	5,584	5,547	5,457	5,330	5,521
7年	623	701	725	715	711	699	683	708
	4,977	5,605	5,794	5,717	5,686	5,585	5,462	5,658
8年	635	717	741	731	727	715	699	724
	5,080	5,729	5,922	5,848	5,816	5,713	5,590	5,787
9年	650	733	758	748	744	731	715	741
	5,190	5,858	6,058	5,984	5,952	5,846	5,720	5,923
10年	662	746	772	762	758	745	728	755
	5,282	6,967	6,171	6,096	6,063	5,953	5,824	6,035
11年	667	753	779	769	765	752	735	762
	5,329	6,023	6,229	6,152	6,119	6,009	5,878	6,091
12年	672	759	785	776	771	758	741	768
	5,372	6,071	6,280	6,202	6,168	6,058	5,929	6,141
13年	676	764	791	781	777	763	746	773
	5,408	6,110	6,321	6,243	6,210	6,098	5,967	6,183
14年	677	765	792	782	779	764	747	774
15年	677	766	793	783	780	765	747	775
16年	678	767	795	785	782	767	748	777
17年	682	771	800	789	786	771	751	781
18年	687	775	806	794	791	776	756	786
19年	706	785	819	805	803	788	767	799
20年	723	795	829	814	813	798	775	807
21年	728	800	836	817	817	801	777	809
22年	744	806	846	823	824	808	782	815
23年	748	810	850	827	829	812	788	819
24年	756	817	857	833	836	819	795	827
25年	777	827	867	843	846	829	807	838
26年	798	839	880	855	859	841	819	850
27年	817	852	893	869	872	854	832	865
28年	842	868	915	884	887	869	848	880
29年	868	889	938	902	906	887	* 868	900
30年	895	* 895	965	922	928	* 895	* 895	922
令和元年	923	* 923	993	* 923	951	* 923	* 923	* 923
2年	925	* 925	993	* 925	951	* 925	* 925	* 925

平成13年度までの下段は日額。14年度から時間額のみ。特定最賃の\*は千葉県最低賃金が適用。

# 令和2年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！

生産性向上の事例集 厚生労働省 検索

## 概要

※申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が <b>30円以内</b> ・事業場規模 <b>100人以下</b>	3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 (※1)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

審査

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

○助成金受給の申請先等については裏面をご覧ください。

## お問い合わせ先

### ◆ 千葉働き方改革推進支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館本館4階

【電話番号】0120-17-4864



労務管理・企業経営の専門家が悩みを解決します。お気軽にお問い合わせください。(相談・コンサルタント派遣 無料)

## 申請先

### ◆ 千葉労働局雇用環境・均等室 企画部門

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階

【電話番号】043-306-1860

## 働き方改革推進支援資金

### ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある市町村の日本政策金融公庫各支店窓口にお問い合わせください。

【担当部署】日本政策金融公庫各支店窓口



## ～・業務改善助成金の活用事例～

### 業務改善

#### 事例1 新型電子ミシンの導入による縫製作業の向上・縫製パターンの多様化

**企業概要** 【所在地】岩手県 【従業員数】29人  
【事業内容】繊維製品製造業  
【課題と対応】生産の効率化や品質の向上、働きやすさの向上などを図るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

縫製パターンが少なく、また作業工程が細かくて業務の効率化ができない状況でした。そこで、助成金を活用して新型電子ミシンを導入しました。

縫製作業の作業効率を上げたい



＜独自の工夫＞  
トイレや空調等の社内環境の整備や社内イベントを実施することで、働く従業員のモチベーションを向上させることに注力している。

**実施内容** 新型電子ミシンを導入することで、生産量が4割増大した。また、最大100種類までミシン内に縫製パターンを覚え込ませることが可能となり、縫製パターンが多様化した。

**成果** 縫製作業量の増加により生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を31円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

### 業務改善

#### 事例2 リフト付き福祉車両の導入による送迎作業の時間短縮・人員配置の効率化

**企業概要** 【所在地】茨城県 【従業員数】9人  
【事業内容】放課後デイサービス  
【課題と対応】車いすを利用する利用者の送迎時間・送迎人員を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

利用者の送迎時に車いすの積載を行う際、複数の従業員が必要になっていた状況でした。そこで、助成金を活用してリフト付き福祉車両を導入しました。

送迎作業にかかる時間を短縮することで、利用者サービスを向上したい



＜独自の工夫＞  
風通しのいい職場環境を作るとともに、日報等の報告書の作成時間の効率化を図るため、仕事の見える化を進めている。

**実施内容** 利用者を車いすに乗せたまま車内に固定することで、付き添いが1人不要となった。今まで付き添い業務を行っていた職員を施設内の業務に配置できるようになった。

**成果** 送迎にかかる時間と人員の効率化によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

事業主、労務・経理担当者様のお悩み

# 働き方改革

## を支援します!!



相談・  
コンサルタント派遣  
無料

秘密  
厳守

電話での相談  
土日祝・年末年始を除く  
9:00~17:00



### 0120-17-4864

こんな方に  
オススメ

生産性をあげて残業時間を減らしたい...

「働き方改革」に対してどう対応すればいいの...

人材不足解消のために非正規雇用労働者の処遇を改善したい

労務管理・企業経営の専門家が  
あなたのお悩みを解決します!

相談  
予約

①ホームページ



②電話(月~金 9:00~17:00)

相談  
方法

- ①センター来所
- ②電話・メール
- ③出張相談会
- ④訪問相談

ご都合に  
合わせた  
相談方法が  
選べる!



### 厚生労働省委託事業

中小企業 小規模事業者等に対する  
働き方改革推進支援事業

## 千葉働き方改革推進支援センター

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4丁目13-10 千葉県教育会館本館4階  
TEL.043-441-7115 FAX.043-441-8887

電話での相談



0120-17-4864 土日祝・年末年始を除く  
9:00~17:00

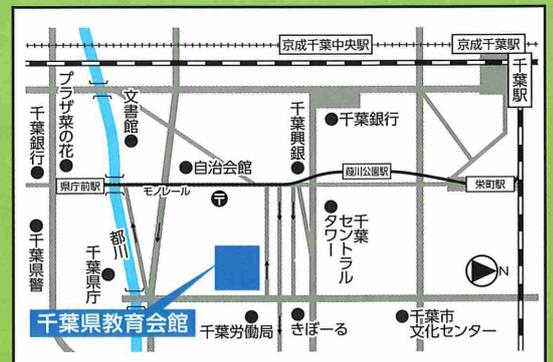
メールでの相談



kaikaku@tsubokawa.jp

窓口での相談

常駐の専門家をご相談に対応いたします。 土日祝・年末年始を除く



詳しくは、ホームページをご覧ください <https://www.tsubokawa.jp/commissioned/chiba/index>

# 働き方改革に関するお悩み、ご相談ください！

「残業削減」「人手不足」「処遇改善」「生産性向上」についてお困りの県内企業様へ、無料で専門の相談員がアドバイスや助成金・支援制度のご紹介をさせていただきます。

## 千葉働き方改革推進支援センター行 FAX:043-441-8887

※ご相談は、TEL：0120-17-4864 mail：kaikaku@tsubokawa.jpでも対応しています。

### FAX相談申込票

年 月 日

企 業 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
メールアドレス	
ご 担 当 者	(所属) (職・氏名)
専門家の派遣	専門家の派遣を希望する ・ 専門家の派遣を希望しない

下記のご相談項目に応じて、担当者からご連絡をさせていただきます。

〈相談項目〉

<input type="checkbox"/> 残 業 削 減	36協定や就業規則等に関する相談・時間外労働の削減に関する相談
<input type="checkbox"/> 人 手 不 足	業務内容の見直しに関する相談・人材採用や職場定着率に関する相談
<input type="checkbox"/> 処 遇 改 善	パート・有期労働者の処遇改善に関する相談・同一労働同一賃金に関する相談
<input type="checkbox"/> 生 産 性 向 上	各種助成金の活用に関する相談・働きやすい職場作りに関する相談
<input type="checkbox"/> そ の 他	相談したい内容等( )

## 千葉働き方改革推進支援センター

千葉県教育会館本館4階(千葉県千葉市中央区中央4丁目13-10) 9:00から17:00(土日祝・年末年始を除く)